

年間保険料の計算方法（平成 21 年度）

均等割 【1人当たりの額】	+	所得割 【所得※ ¹ に応じた額】	=	21年度の保険料 (限度額 50 万円)
43,143 円		(平成 20 年の所得— 33 万円) × 9.63%		

■ 1 年間の保険料について

月の途中で加入した場合は、加入月からの月割になります。

例えば、8 月 15 日に加入した場合・・・

1 年間の保険料 ÷ 12 か月 × 8 か月（8 月～翌年 3 月）

= **21 年度の保険料**

※ 1) 所得とは、前年の収入から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など。）を差し引いた額であり、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」を適用する前の額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

所得の低い方は保険料が軽減されます

① 均等割の軽減

所得の低い方は、均等割 43,143 円が次の例のように軽減されます。

例) 年金収入のみの場合

年金収入		→	平成 21 年度の均等割	
1人世帯	夫婦 2 人世帯※ ²		7 割軽減後	12,942 円
168 万円以下			9 割軽減後	4,300 円
上記のうち被保険者全員が、 年金収入が 80 万円以下で所得が 0 円			5 割軽減後	21,571 円
—	192 万 5 千円以下		2 割軽減後	34,514 円
203 万円以下	238 万円以下			

※ 2) 一方の所得が 0 円（年金収入 120 万円以下）の場合。

② 所得割の軽減

前年の所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方は、所得割が 5 割軽減されます。

例) 年金収入 180 万円の場合

軽減判定 ⇒ 180 万円 — 120 万円 — 33 万円 = 27 万円
(年金収入) (公的年金等控除) (基礎控除) → 軽減に該当

所得割 ⇒ 27 万円 × 9.63% × 5 割 = **13,000 円**



長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

平成 21 年度の保険料

計算の方法と軽減の仕組み

平成 21 年度の保険料は、平成 20 年の所得を基に計算します。ただし、4 月分、6 月分および 8 月分の年金から差し引く保険料は、暫定的に平成 19 年の所得を基に計算しています。

正式な保険料は、支払方法とともに、6 月に個別にお知らせします。

お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合

TEL 0 1 1 ・ 2 9 0 ・ 5 6 0 1

役場 保健福祉課 医療保険係

TEL 2 ・ 1 2 1 2

被用者保険の被扶養者
だった方は保険料が軽減
されます
長寿医療制度に加入する
前、被用者保険の被扶養者
だった方は、加入してから

2 年間、保険料が軽減され
ます。
平成 21 年度は、均等割が
9 割、所得割が全額軽減さ
れます。
←
1 年間の保険料 4、300 円

■ 期 間
平成 21 年 4 月から平成 26 年 3 月まで
■ 対象者
○ 町内に居住されている方
○ 町外から定住を目的に転入される方
○ 助成対象住宅に引続き 5 年以上居住することを確約する方
■ 対象となる住宅
○ 町内の建設業者により、個人の住宅を町内に新築、増

築、改築、改修する住宅
○ 既存住宅の改修については、改修費用が 50 万円以上のもの（消費税を除く）
※ 住宅改修については、次の工事が対象になります。
◇ 主要構造部の耐久性及び安全性を向上させる工事
基礎・土台・梁・柱等の改修、筋かい・火打ち等による構造補強、外壁・屋根の改修又は塗装
◇ 住宅の性能の向上させる工

事
間取りの変更、段差解消、断熱改修など
※ 対象にならない改修工事
◇ 内装仕上げ材（床材、壁紙等）のみを取り替える工事
◇ 住宅改修を伴わない設備機器（給湯器、暖房機、洗面台等）の設置や取替
■ 助成の内容
○ 新築、増築、改築については、1 ㎡当り 15、000 円
※ 限度額 200 万円

・ 改修住宅は、改修費の 10 分の 1 ※ 限度額 100 万円
○ 増改築を伴う改修工事
※ 限度額 200 万円
■ 交付の条件等
○ 同一住宅及び同一人について 1 回限り
○ 移転補償等による新築、改修でないこと
○ 対象者と同居する全ての者が、町税等を滞納していないこと
○ 工事着手前の住宅



住宅の建築費、改修費の一部助成

佐呂間町住宅建設促進事業

経済課 商工観光係
TEL 2 ・ 1 2 0 0

町では、持ち家住宅の促進と町内建設産業の振興、雇用の安定を図るため、町内の建設業者により、個人住宅の新築、増改築、改修費の一部を助成します。
住宅の新築等を検討されている方は、まずご相談ください。

■ 参考（助成額の算出）

○ 新築、増築、改築住宅の場合

① 110.16 ㎡の場合 110.16 ㎡ × 15,000 円 = 1,652,400 円
補助額は、1,652,000 円

② 145.8 ㎡の場合 165.62 ㎡ × 15,000 円 = 2,484,300 円
補助額は、限度額の 200 万円

○ 現在住んでいる住宅を改修した場合

① 改修費が 1,584,000 円（税抜き）では、1/10 の 158,000 円

② 改修費が 12,000 万円（税抜き）では、限度額の 100 万円

○ 現在住んでいる住宅を 100 ㎡増築し、既存部分を 300 万円で改修しました。

増築 100 ㎡ × 15,000 円 = 1,500,000 円

改修 3,000,000 円 × 1/10 = 300,000 円

補助額は、180 万円

■ 改修工事 Q & A

Q 断熱工事と一緒にボイラーを取替えました。全て補助対象になりますか。

A 断熱工事は補助対象ですが、ボイラーの取替えは補助対象外です。

Q ソーラーパネルを設置し、住宅もオール電化にしました。
A 住宅のオール電化に伴う電気工事や設備は補助対象ですが、ソーラーパネルの設置費は補助対象外です。

Q トイレを水洗にする工事をしました。

A 住宅内部の改修費は補助対象ですが、公共枅への接続工事は対象外です。下水道供用地区以外は、合併処理浄化槽推進事業により補助金が交付されます。

平成21年4月からの
介護保険料が決まり
ました

65歳以上（第1号被保
険者）の保険料

保健福祉課 介護保険係
Tel 2・1212

「保険料の基準額は月額
3,600円に据置き」

（基準額Ⅱ第4段階）

介護保険制度は、40歳以上
の方に納めていただく保険料
などを財源として、サービス
を利用しながら住み慣れた地
域で安心して暮らせるよう、
介護が必要な高齢者とその家
族をみんなで支えていく制度
です。

介護保険は、これまでの介
護サービスの利用実績をふま
え、これからも安心して介護
を受けるために必要な費用を
見込み、65歳以上の方（第1
号被保険者）の保険料を3年
に1度見直すこととされてお
り、3月に開催されました町
議会定例会において決定いた
しました。

平成21年4月から3年間の

「第4段階（基準額）
に特例措置を設定」

第4段階における収入等が
次の条件を満たす者に対して
保険料の負担を軽減します。

○町民税課税世帯で本人非課
税者

○公的年金等収入金額と合計
所得金額の合計が年80万円
以下の者

保険料は、これまでの基

準月額保険料3,600円
より増額となる見込みで
したが、介護従事者の処
遇改善に伴う国からの交
付金（※）と町が保有し
ている介護給付費準備基
金を取り崩すことにより、
基準月額保険料（第4段
階）は、月額3,600円
に据え置くこととしまし
た。

※介護従事者の処遇を改
善するために介護報酬
が改定（プラス3%）
され、これに伴う保険
料の急激な上昇を抑制
するために国から交付
金が支給されます。

「保険料段階を第6
段階から第7段階
へ見直し」

税制改正の影響により保険
料が上昇する者に対して講じ
られてきた激変緩和措置が、
平成20年度で終了することに
より保険料額が増額する者の

負担を軽減するため、保険料
段階を第6段階から第7段階
へと細分化しきめ細やかな段
階の設定を行いました。
保険料は、前年の課税状況
や所得などに応じて次の7段
階に区分され、それぞれの保
険料は、7月中に通知いたし
ます。

「第1号被保険者の所得段階別保険料」

区 分	対象となる人	保険料 の算出	保険料月額	保険料年額
第1段階	○生活保護の受給者 ○高齢福祉年金受給者で世帯全員が 町民税非課税者	基準額 × 0.50	1,800 円	21,600 円
第2段階	○世帯全員が町民税非課税者 （公的年金等収入額＋合計所得金 額 ≤ 80 万円 / 年を満たす者）	基準額 × 0.50	1,800 円	21,600 円
第3段階	○世帯全員が町民税非課税者 （第2段階に該当しない者）	基準額 × 0.75	2,700 円	32,400 円
第4段階	○町民税課税世帯、本人非課税者 （公的年金等収入額＋合計所得金 額 ≤ 80 万円 / 年を満たす者）	基準額 × 0.875	3,150 円	37,800 円
	○町民税課税世帯、本人非課税者 （上記に該当しない者）	基準額 × 1.00	3,600 円	43,200 円
第5段階	○本人が町民税課税者で合計所得金 額が 125 万円未満	基準額 × 1.125	4,050 円	48,600 円
第6段階	○本人が町民税課税者で合計所得金 額が 200 万円未満	基準額 × 1.25	4,500 円	54,000 円
第7段階	○本人が町民税課税者で合計所得金 額が 200 万円以上	基準額 × 1.50	5,400 円	64,800 円

※「合計所得金額」とは、実際の収入金額ではなく、収入金額から必要経費等に相当する
金額を控除した金額のことをいいます。

「生活管理指導員派
遣事業」の利用者負
担額一部見直し

保健福祉課 福祉係
Tel 2・1212

町では、高齢者の皆さんが
介護を必要とする状態に陥つ
たり、さらに状態が悪化しな
いよう防止し、できる限り自
立した生活を続けられるため
の支援を行うことを目的に、
福祉サービスとして「生活支
援・介護予防事業」を行って

います。

この事業については多くの
メニューがあり、一部のサー
ビスでは利用者負担として利
用料をいただいています。が、
平成21年4月からの介護保険
法の一部改正に伴い「生活管
理指導員派遣事業」の利用者
負担額を一部見直しました。

■生活管理指導員派遣事業
利用時間
30分以上1時間未満
旧 240 円
新 260 円

総合体育館の業務委
託者が変わりました

4月1日より、町総合体育
館の業務委託者が変わしまし
た。それに伴い、地方自治法
施行令及び佐呂間町財務規則
の規定により、総合体育館で
取り扱う使用料の徴収・収納
事務等を委託しましたのでお
知らせします。

■委託者の住所・氏名
佐呂間町字東133番地の4
中村 敦子さん

町営バスの時刻が夏
ダイヤに変わります

町民課 住民活動係
Tel 2・1213

4月1日から、町営バス運
行ダイヤが夏時間になつて
います。時間が変更になるの
は第5便のみです。

▼第5便
佐呂間発
17時45分 ↓ 18時20分
浜佐呂間発
18時35分 ↓ 19時10分

妊婦健診費用の一部助成
拡大についてのお知らせ

保健福祉課 保健推進係 Tel 2・1212

佐呂間町では「子育て応援対策」の一環として、妊
娠中の女性が健康で安心して出産できるよう、平成
21年4月1日以降に妊娠届けをした方、又は既に妊
婦であり、受診券を交付済みの方に4月1日以降の妊
婦健診受診から妊婦健康診査費用及び超音波検査の助
成内容を拡大いたします。

■基準日 平成21年4月1日以降の妊婦健診受診から

■対象者 佐呂間町に住民登録のある妊婦

■助成回数

必要に応じ妊婦1人につき妊婦一般健康診査14回
分及び超音波検査11回分を限度として受診券を交付

■助成内容

母子手帳交付時に妊婦健康診査受診票14枚及び超
音波検査受診票11枚を発行。また、既に受診券を
交付済みの妊婦の方には、4月1日を基準として妊
娠週数に合わせた各受診券を追加交付いたします。

第1回（妊娠8週前後）	15,000 円	（超音波込）
第2回（妊娠12週前後）	17,600 円	（超音波込）
第3回（妊娠16週前後）	970 円	※
第4回（妊娠20週前後）	6,270 円	（超音波込）
第5回（妊娠24週前後）	7,850 円	（超音波込）
第6回（妊娠26週前後）	6,270 円	（超音波込）
第7回（妊娠28週前後）	970 円	※
第8回（妊娠30週前後）	9,400 円	（超音波込）
第9回（妊娠32週前後）	970 円	※
第10回（妊娠34週前後）	11,370 円	（超音波込）
第11回（妊娠36週前後）	7,850 円	（超音波込）
第12回（妊娠37週前後）	8,270 円	（超音波込）
第13回（妊娠38週前後）	8,270 円	（超音波込）
第14回（妊娠39週前後）	8,270 円	（超音波込）

合 計 109,330 円

※印の回は超音波検査助成なし

超音波検査単価：1回 5,300 円

注）各週数の健診時に上記金額が助成されますので
健診受診病院に提出してください。差額は自己負
担となります。

児童に対する手当制度をご存じですか？

保健福祉課 福祉係
TEL 2・1212

児童を扶養する人に手当を支給することにより、家族の生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的としており、状況によって次のような手当制度があります。

「児童手当」

■支給対象

小学校修了前（12歳到達後最初の年度末）までの児童を養育している人が対象となります。

ただし、所得制限がありません。

■手当額

○第1子・第2子

5,000円（月額）

○第3子以降

10,000円（月額）

※3歳未満の児童については、第1子、第2子に関係なく10,000円（月額）

■支給方法

認定請求をした日の属する月の翌月から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。

なお、原則として手当は、毎年2月、6月、10月に支給されます。

「児童扶養手当」

■支給対象

次のいずれかに該当する満18歳未満（一定の障害を有する場合は満20歳未満）の児童を養育している母、又は養育者（所得制限あり）が対象となります。

※遺族年金等を受給されている方は対象外

・父が婚姻を解消し、父以外の人が扶養されている

・父が死亡した

・父に重度の障害がある

・父の生死が不明

・父が1年以上拘束されている

・母の婚姻によらないで生まれ、父がいない

■手当額

○1人目

全額支給

41,720円（月額）

一部支給

41,710円（月額）

（所得に応じて10円きざみで支給）

○2人目

5,000円加算

○3人目以降

1人につき3,000円加算

■支給方法

認定請求をした日の属する月の翌月から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。

なお、原則として手当は、毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分までが支給されます。

「特別児童扶養手当」

■支給対象

満20歳未満で、精神又は身体に法律に定める障害のある児童を養育する父母、又は養育者（所得制限あり、児童が施設に入所している場合対象外）が対象となります。

■手当額

○1級 50,750円（月額）

○2級 33,800円（月額）

■支給方法

認定請求をした日の属する月の翌月から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。

なお、原則として手当は、毎年4月、8月、11月にそれぞれの前月分までが支給されます。

景観法に基づく届出制について

道では、良好な景観の形成のため、景観法第16条の規定に基づく届出制度を本年4月1日から施行しています。

一定規模の建築物の建築及び工作物の建設並びに開発行為を行う場合は知事への届出が必要となり、良好な景観を著しく阻害する場合は必要な措置について勧告等を行うことがあります。

詳しくは、網走土木現業所建設指導課（まちづくり）までお問い合わせください。
TEL 0152・41・0644

平成21年度版健康カレンダー完成

保健福祉課 保健推進係

TEL 2・1212

町民課 生活環境係

TEL 2・1213

「平成21年度版佐呂間町健康カレンダー」が完成し、自治会加入世帯には、1世帯1部が各衛生部長（班長又は衛生班長）から配布されます。
新規転入世帯及び自治会未加入世帯、未配布の世帯等が

ありましたら、役場保健福祉課保健推進係又は町民課生活環境係に直接取りに来ていただきますようお願いいたします。

なお、1世帯2部の配布はご遠慮ください。

■カレンダー掲載内容

（H21年4月～H22年3月分）

○ごみ収集及びし尿汲み取り日程

○各種検診日程

○乳幼児予防接種及び健康相談日程

有料道路通行料金割引のご案内（身体障害者）

保健福祉課 福祉係

TEL 2・1212

身体障害者が自ら運転し（又は重度の身体障害者、重度の知的障害者を乗せて介護者が運転し）有料道路を通行する場合、通行料の割引サービス（50%割引）を受けることができます。

■手続き方法

あらかじめ、手帳に証明印を受ける必要があります。

必要書類を持参の上、保健福祉課福祉係までお越しください。

■必要書類

○身体障害者手帳又は療育手帳

○車検証

※登録した車以外で有料道路を利用した場合、割引サービスを受けることができません。

総合公園・交通公園・小公園が5月1日オープンします

町民課 生活環境係 TEL 2・1213

バーベキューハウス

■使用できる時間 午前10時～午後7時
（照明設備・電源はありませんのでご注意ください。）

■使用料

○12人用コンロ 1台 600円

○6人用コンロ 1台 300円

（12人用9台、6人用2台が使用できます。）

※焼肉用の網やプレートは使用料に含まれますが、炭は各自持参ください。

※使用上の注意事項は必ずお守りください。

■申し込み

使用する3日前までに、町民課生活環境係へ申し込みください。

交通公園鉄道記念館

○鉄道記念館は、午前9時～午後5時までの開館となります。

○展示場見学希望の方は、「片平食堂」へ申し込みください。

各公園に公衆トイレを設置しています。皆さんが気持ち良く使えるようマナーを守って使用ください。

春の衛生週間
4月20日～4月26日

雪解けと同時に、埋まっていたゴミも目立ちはじめます。町と自治会衛生部では、毎年この時期に「春の衛生週間」を設定し、『クリーンサロマ』を目指してきました。

佐呂間町をきれいな町・住みよい町にするため、道路や側溝等の清掃に皆さんのご協力をお願いいたします。

高齢者バス運賃・身体障害者ハイヤー料金の助成を行っています

保健福祉課 福祉係
TEL 2・1212

「高齢者バス運賃助成」

町内にお住まいの70歳以上（満70歳の誕生日以降）の方にバス運賃の助成を行っています。乗車券の発行には、1枚につき「100円」の負担をしていただいています。

■交付枚数 年間50枚まで（医療機関に通院の場合は制限なし）

■利用区間

佐呂間町内を乗降する区間

■利用交通機関

町営バス、北見バス、網走バス

■申請、交付窓口

役場保健福祉課福祉係、若佐支所、浜佐呂間出張所

■申請時に必要な物

印鑑、本人の写真（2.3cm×3.0cm）1枚

「身体障害者ハイヤー料金助成」

身体障害者手帳をお持ちで次の障害に該当する方（在宅者に限る）に、ハイヤー料金助成券（町内区間利用）の交付を行っています。

■助成対象

- ① 下肢、体幹障害を含み、他の障害と合わせて3級以上に該当する方
- ② 心臓、腎臓又は呼吸器の機能障害の1級に該当する方
- ③ 視覚障害者の1級又は2級に該当する方
- ④ 下肢、体幹障害の1級又は2級に該当する方

■助成券の内容

○前述「助成対象」の①、②に該当する方

年間20枚交付（基本料金割引券16枚＋助成券4枚）

○前述「助成対象」の③、④に該当する方

年間40枚交付（基本料金割引券32枚＋助成券8枚）

※新規に申請を希望される方は、保健福祉課福祉係までお問い合わせ願います。（印鑑と身体障害者手帳が必要になります。）

社会保険事務相談所のお知らせ

北見社会保険事務所では、次の日程で毎月、社会保険事務相談所を開設し、皆さんの年金相談や手続きを行っています。

相談の際は、年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書、振込通知書、印鑑等をご持参ください。なお、本人の委任状があれば家族の方でも構いません。（委任状の様式は定められていません）

■場所

遠軽町保健福祉総合センター「げんき21」

遠軽町1条通北1丁目

■日程

4月14日	9月8日
5月12日	10月13日
6月9日	11月10日
7月14日	12月8日
8月11日	

■相談受付時間

午前10時～午後4時

※詳しくは北見社会保険事務所（TEL 0157・25・9635）までお問い合わせください。

町営住宅空家状況

3月19日現在の町営住宅の空家状況をお知らせします。入居申込み、家賃・敷金、入居資格等については、建設課管理係（TEL 2・1210）までお問い合わせください。

■西富団地

2階3LDK（1階）1戸	18,000円／※
2階3LDK（1階）1戸	17,100円／※

■若佐団地

1階2DK 2戸	5,200円／※
----------	----------

■若佐第2団地

2階3LDK（1階）1戸	15,700円／※
--------------	-----------

■若里団地

1階3DK 1戸	9,100円／※
----------	----------

■栄団地

2階3LDK（1階）1戸	15,300円／※
--------------	-----------

※印は、60歳未満でも単身入居可能な住宅です。

山菜採りの心得5か条 事故を防ぐために

慣れた山でも、山菜採りに無我夢中になると「隠れた危険」があります。次のことを心掛けるようにしましょう。

1 家族等に行き先と帰宅時間を知らせましょう

「自分だけの秘密の場所だから」では、万一の場合、搜索が遅れることになります。行き先

帰宅時間等を必ず家族等に知らせてから出かけましょう。

2 単独での入山を避け、2人以上で声を掛け合い位置を確認する

万が一迷ったら、1人では救助を求めることもできません。2人以上で入り、たえず声を掛け合いお互いの位置を確認しあうことが大切です。

3 服装は目立つ色にしましょう

白や黄色、蛍光色の服装がよ

詐欺行為にご注意ください

地上デジタルテレビ放送への対応やアンテナ交換などを口実にした詐欺行為が発生しています。

地上デジタルテレビ放送への対応で、ご自分で依頼された工事以外にお金を請求されることはありませんので、身に覚えの無い工事代金などの請求が届いた場合には、すぐに支払いをせずに、ご連絡・ご相談ください。

- 連絡場所：役場企画財政課企画係（TEL 2・1214）及び最寄りの警察署
- 相談場所：最寄りの電器店及び北海道総合通信局（TEL 011・709・2311 内線 4667）

ヒグマに注意

○山に入る前には、地元の人に聞くなど、熊の出没情報に気をつけましょう。

○「熊の出没注意」の看板のある場所には入らないようにしましょう。

○ヒグマに人の存在を知らせるため、鈴やラジオで音を立てるなどの工夫をしましょう。

○ヒグマの足跡や糞を見たときには、すぐ引き返しましょう。

5 迷ったときには無理をせず、落ち着いて行動しましょう

迷ったときは、むやみに歩き回らず、体力の消耗を抑え、落ち着いて搜索隊を待つなど慎重な行動が必要です。万が一の場合、家族等から搜索願が出されて搜索隊が救出に向かいますので、発見されやすい視界の開けた場所、野宿に適した場所を早めに探すことが大切です。

大規模な土地取引には届出が必要です

大規模な土地取引の契約をした時は、契約をした日から2週間以内に市町村へ届け出る事が国土利用計画法で定められています。

佐呂間町内の土地の場合、

農地以外の土地規模が1万㎡以上の取引を行った後、届け出るようになります。

■提出する書類

○届出書

○土地取引に係る契約書の写しまたは契約書の写しに代わる書類

○土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

○土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面

○土地の形状を明らかにした図面

○その他の書類

詳しくは、役場企画財政課計画係（TEL2・1214）または網走支庁地域振興部地域政策課（TEL0152・41・

0762）にお問い合わせください。

6月1日は、自動車税の納入期限です

○自動車税は、毎年4月1日現在の運輸支局の登録に基づいて課税される道税です。

平成21年6月1日の納入期限までに納めましょう。

○納税通知書は、5月7日に

発送しますが、住所を変更された方や納税通知書が届かない方は、北見道税事務所自動車税係までご連絡ください。

○平成21年度の自動車税納税通知書（バーコードが印字されているもの）は、従来の金融機関のほか、指定のコンビニエンスストアから納税することも出来ます。

平日や日中、お仕事などで納税することが出来ない方は、是非ご利用ください。○事情があつて「納期限までに納められない」または、「一度に納められない」などの

納税の相談や、自動車税について不明な点がございましたら、北見道税事務所納税課までご相談ください。

■ご連絡・お問い合わせ

◇網走支庁北見道税事務所納税課（北見市青葉町6番6号）TEL0157・25・8681

○ホームページもご利用ください

道税ホームページ
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim
網走支庁税務課ホームページ
http://www.abashiri.pref.hokkaido.lg.jp/ts/zim

「地方法人特別税」スタートで「法人事業税」が変わります

○地域間の税収偏在を是正するため、平成20年10月1日以降に開始する事業年度から、法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」「地方人特別譲与税」が創設されました。

○10月1日から事業年度の開始した法人は、平成21年5月末が初めての法人事業税の中間申告期限となりますが、次の点に留意してください。

◇中間申告で予定申告を選択する場合（地方法人特別税導入後の初年度）

①法人事業税の予定申告額の計算

「前事業年度の税額」÷「前事業年度の月数」×3.3

②地方法人特別税の予定申告額の計算

「前事業年度の法人事業税額」÷「前事業年度の月数」×2.7

■ご連絡・お問い合わせ

◇網走支庁北見道税事務所課税課事業税間税係（北見市青葉町6番6号）TEL0157・25・8681

○ホームページもご利用ください
道税ホームページ
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim
網走支庁税務課ホームページ
http://www.abashiri.pref.hokkaido.lg.jp/ts/zim

自衛官募集のお知らせ

■募集種目

一般幹部候補生（陸、海、空）
一般曹候補生

■応募資格

○一般幹部候補生

日本国籍を有し、平成22年4月1日現在、次に該当する者

20歳以上26歳未満の者
（22歳未満の者は大卒見込み

含む）（大学院修士課程修了者については28歳未満）

○一般曹候補生

18歳以上27歳未満（高校生除く）

※高校生については、9月統一試験にて募集いたします。

■受付期間

平成21年4月1日～5月12日

■試験日

平成21年5月16日、17日
（17日は飛行要員のみ）

○一般曹候補生

平成21年5月23日

■俸給

○一般幹部候補生

大卒 214,900円
大学院 232,000円

○一般曹候補生
初任給 159,500円

■期末・勤勉手当、休日・休暇

○賞与
年2回 4.4か月分

○休日
完全週休2日制

○有給休暇

年24日、その他年末年始、夏季の長期休暇

■お問い合わせ

○自衛隊旭川地方協力本部遠軽地域事務所

TEL0158・42・6616

○役場町民課住民活動係

TEL2・1213

サイクリスト募集

第28回インターナショナルオホーツクサイクリング2009

7/10 FRI ~ 12 SUN



■コース概要

オホーツク海沿岸横断コース212km（3市7町）
雄武町→興部町→紋別市→湧別町→上湧別町→佐呂間町→北見市→網走市→小清水町→斜里町

■参加資格

- ①高校生以上で自己の責任でサイクリングができる方。但し、健康な身体を有する方。
- ②父母または高校生以上の兄弟と共に走行できる小学生以上は参加できます。なお、小中学生は父母または父母と同等の全責任を負える方の同意を必要とします。

■参加定員 1,500名

■参加費 1人 15,000円

（10日と11日の2泊及び11日と12日の5食分の食事代、軽食・飲物代、スポーツ保険を含む）

■申込期間

平成21年5月1日～5月29日の29日間
（当日消印有効。但し、定員になり次第締め切ります）

■申込方法

○参加申込書（払込取扱票）に必要事項を記入の上、実行委員会事務局宛に送付してください。

○参加証は6月中旬に送付いたします。

○申込書（開催要領付）は4月初旬までに市町村、サイクリング協会等に送付します。

■お問合せ

オホーツクサイクリング実行委員会事務局
〒090-0029 北見市北9条東2丁目2
北見市役所北9条分庁舎内
Tel 0157・24・3290 Fax 0157・24・7233